

財団法人 日本友愛青年協会 寄附行為

前 文

鳩山一郎を創立者として友愛精神を基調とする友愛相互社会の建設および健全な育成を計るため設立されて日本友愛青年協会は、その目的達成の事業として、長野県軽井沢に開設された「友愛山荘」を中心にその運動を押し進め、かつ、広島県尾道などにもそれぞれ新たに「友愛山荘」を着工するなど順次完成の運びになってきたが、不幸にも昭和三十四年三月七日、鳩山一郎先生は突然逝去されたのである。

この法人は故人のかかる意志を継承し、より以上の諸活動を展開して、その意志にそい、かつ、社会教育の一端に寄与せんことを念願して創設されるに至ったものである。

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人日本友愛青年協会 (JAPAN YOUNGMENS ASSOCIATION FOR FRATERNITY / J . Y . A . F) という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区小石川 1 丁目 10 番 13 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、友愛精神を基調とする青年の団結を図り、その教養及び識見を高めるとともに、その社会的活動を援助し、もって健全明朗な民主社会の実現と自主独立の文化国家の建設に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 社会、青年問題に関する調査研究
- (2) 青年、学生の同種の団体の助成
- (3) 社会、青年問題に関する講演会、討論会の開催
- (4) 青年のためのレクリエーションの開催

- (5) 国内および外国における同種の団体との連絡及び交歓
- (6) 青年の研鑽の場としての「友愛山荘」等必要な施設の設置及び運営
- (7) 機関誌、パンフレット等の刊行
- (8) その目的を達成するために必要な事業

第 3 章 維持員及び賛助員

第 5 条 この法人には、次の維持員および賛助員をおく。

- 1、維持員 この法人の目的に賛同し、維持費年額一口 2、000円
1口以上を納める者
- 2、賛助員 この法人の目的に賛同し、維持費年額一口10、000円
以上を納める者、または団体

第 6 条 維持員または賛助員になろうとするものは、維持費または賛助費を添えて加入申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第 7 条 維持員および賛助員は、この法人が刊行する機関誌および図書の優先的配布を受け、かつ、山荘を利用することができる。

第 8 条 維持員または賛助員は、次の理由によってその資格を喪失する。

- 1 脱退
- 2 死亡、失踪宣言または賛助員である団体の解散
- 3 除名

第 9 条 維持員または賛助員で脱退しようとするものは理由を付して脱退届を提出しなければならない。

第 10 条 維持員または賛助員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の議決を経て理事長がこれを除名することができる。

- 1 維持費または賛助費を滞納したとき。
- 2 この法人の維持員または賛助員としての義務に違反したとき。
- 3 この法人の名誉を傷つけ、または、この法人の目的に反する行為のあったとき。

第 11 条 既納の維持費または賛助費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第4章 資産及び会計

第12条 この法人の資産は、次の通りである。

- 1 この法人の設立当初鳩山一郎ほか三名の寄付に関わる別紙財産目録記載の財産
- 2 資産から生じる収入
- 3 維持費及び賛助費
- 4 事業に伴う収入
- 5 寄付金品
- 6 その他の収入

第13条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の二種とする。

- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載されている資産および将来基本財産として寄付された資産ならびに理事会の議決を経て編入される資産で構成する。
- 3 運用資産は、基本財産以外の資産とする。
- 4 寄付金品であって、寄付者の指定のあるものは、その指定に従う。

第14条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち、現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または確実な信託銀行に信託するか、あるいは確実な銀行の定期預金として理事長が保管する。

第15条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただしこの法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときには、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

第16条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生じる収入、維持費、賛助費及び事業に伴う収入等の運用財産をもって支弁する。

第17条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に、理事長が編成し、理事会の議決を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

第 18 条 この法人の収支決算は、毎事業年度終了後三ヶ月以内に理事長が作成し、財産目録、貸借対照表および事業報告書ならびに正味財産増減計算書ならびに監事の意見をつけ、理事会の承認を経て、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 収支決算に収支差額があるときには、理事会の議決を経て、その一部または全部を基本財産に編入するか、または翌年度に繰り越すものとする。

第 19 条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。借入金（その事業年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）については、理事現在数の三分の二以上の議決を経、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

第 20 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 5 章 役員および職員

第 21 条 この法人には、次の役員をおく。

(1) 理 事 13 名以上 20 名以内

(うち、理事長 1 名、副理事長 2 名以内、常務理事 2 名)

(2) 監 事 2 名又は 3 名

第 22 条 理事および監事は、評議員会で選任し、理事は互選で理事長 1 名および副理事長 2 名、常務理事 2 名以内を定める。

第 23 条 理事長は、この法人の業務を総理し、法人を代表する。

2 理事長に事故あるとき、または欠けたときは、理事長があらかじめ指名した副理事長がその職務の代行をする。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。

4 常務理事は、理事長・副理事長を補佐し、理事会の承諾に基づき日常の事務に従事する。

第 24 条 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し執行する。

第 25 条 監事は、この法人の業務および財産に関し、次ぎの各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

第 26 条 役員任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期終了後でも後任者が決まるまでは、なお、その職務を行う。
- 4 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為があった場合または特別の事情のある場合には、その任期中であっても評議員現在数および理事現在数のおおのの四分の三以上の議決により、これを解任することができる。

第 27 条 役員は有給とすることができる。役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第 28 条 この法人の事務を処理するため、事務局長 1 名、主事その他の職員若干名をおく。

- 2 職員は理事長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

第 6 章 評議員および委員

第 29 条 この法人には、21 名以上 25 名以内の評議員をおく。

- 2 評議員は、理事会でこれを選出し、理事長が任命する。

第 30 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄付行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し必要と認める事項について助言する。

- 2 評議員には、第26条の規定を準用する。この場合には、同条項中「役員」とあるが「評議員」と読み替えるものとする。

第31条 この法人には、委員若干名をおくことができる。

- 2 委員は、理事会の選考した者につき、理事長が委嘱する。
- 3 委員は、財務委員及び運営委員会を組織して、この法人の行う事業に関し、おのこの財務及び運営について、理事会から委嘱された事項を行う。
- 4 委員および委員会について必要な細目は、理事会の議決を経て別に定める。

第七章 名 誉 職

第32条 この法人には、名誉会長（一名）顧問及び参与おのこの若干名をおくことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は、理事会が選出したものにつき理事長がこれを委嘱する。
- 3 名誉会長、顧問は、理事長の相談に応じ、参与は、理事長の諮問に答えるほか、それぞれ理事会に出席して、意見を述べることができる。
- 4 名誉会長、顧問および参与の任期は、二年とし、再任を妨げない。

第八章 会 議

第33条 理事会は毎年二回、理事長がこれを招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、もしくは理事現在数の三分の一以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、理事長はその請求があった日から50日以内に臨時理事会を召集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、理事長とする。

第34条 理事会は、理事現在数の三分の二以上の者の出席がなければ、議事を開き議決することができない。ただし、書面をもって他の出席者に委任した者、あらかじめ通知のあった者は、出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決めるところに従う。

第35条 前二条の規定は、評議員会のこれを準用する。この場合において、前2条

中「理事会」および「理事」とあるのは、「評議員会」および「評議員」とそれぞれ読み替えるものとする。ただし、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第 36 条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- 1 事業計画および収支予算についての事項
- 2 事業報告および収支決算についての事項
- 3 基本財産についての事項
- 4 長期借入金についての事項
- 5 その他この法人の業務に関する重要事項で、理事長において必要と認められた事項

第 37 条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議に置いて選任された出席者の代表 2 名以上が署名捺印の上、これを保存する。

第 9 章 寄附行為の変更ならびに解散

(寄附行為の変更)

第 38 条 この寄附行為は、理事現在数および評議員現在数おのおの四分の三以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第 39 条 この法人の解散は、理事現在数および評議員現在数おのおの四分の三以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

第 40 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数および評議員現在数おのおの四分の三以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、国または公共団体に寄付するものとする。

第 41 条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄付行為
- (2) 役員およびその他の職員の名簿および履歴書
- (3) 財産目録

- (4) 資産台帳および負債台帳
 - (5) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
 - (6) 理事会および評議会の議事に関する書類
 - (7) 官公署往復書類
 - (8) 収支予算書および事業計画書
 - (9) 収支計算書および事業報告書
 - (10) 貸貸対照表
 - (11) 正味財産増減計画書
 - (12) その他必要な書類および帳簿
- 2 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類および同項第8号から第11号までの書類は永年、同項第5号の帳簿および書類は10年以上、同項第7号および第12号の書類および帳簿は1年以上保存しなければならない。
- 3 第1項第1号および第3号の書類、同項第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

第10章 補 則

第42条 この寄付行為施行についての必要な細則は、理事会および評議員会の議決を経て、別に定める。

附 則

第43条 この法人設立当初の理事および監事は、次の通りである。

理 事 (理事長)	鳩山 薫	東京都文京区音羽 1丁目 10番地
理 事 (常務理事)	川崎 秀二	東京都世田谷区玉川奥沢町 1丁目 44番地
理 事 (常務理事)	渡辺 昇	東京都中野区昭和通 2丁目 48番地
理 事	天野 彦三	広島県尾道市栗原町 872番地
理 事	石橋 幹一郎	東京都港区麻布永坂町 1番地
理 事	奥田 吉郎	東京都渋谷区代々木上原 1281番地
理 事	川手 正一郎	東京都中野区野方町 2丁目 1392番地
理 事	高橋 達之助	東京都渋谷区南元六番地の 1
理 事	永野 重雄	東京都世田谷区松原町 3丁目 1077番地
理 事	萩原 吉太郎	東京都目黒区平町 36番地
理 事	鳩山 威一郎	東京都文京区音羽 7丁目 10番地
理 事	深津 榮一	東京都文京区白山御殿町 127番地

理 事	宮川 三郎 東京都豊島区雑司が谷 6丁目 1143番地
監 事	成毛 収一 東京都港区麻布永坂町 1番地
監 事	古澤 潤一 東京都文京区小日向台町 3丁目 41番地

財団法人日本友愛青年協会は、昭和34年6月1日付、文部省委社第60号にて財団法人としての認可を受ける。なお、この寄附行為は、昭和48年5月30日の第19回理事会、第14回評議員会にて一部修正および改正した。また、平成7年5月30日の第50回理事会、第43回評議員会にて一部修正および改正した。また、平成7年1月23日の平成6年度臨時理事会、評議員会において住所変更の改正をした。また、平成10年3月25日の第55回理事会、第48回評議員会にて一部修正及び改正した。

平成18年5月31日開催の第65回評議員会、及び第72回理事会において、一部修正及び改正を行った。